

『福、笑い』生産に係る登録制実施要綱の一部改正に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>「福、笑い」生産に係る登録制実施要綱</b></p> <p><b>(目的)</b></p> <p>第1条 <u>福島県オリジナル水稲品種</u>「福、笑い」の生産に当たり、福島県オリジナル米生産販売推進本部長（以下、「<u>推進本部長</u>」という）が定めた生産・販売<u>戦略等</u>に基づき、品種特性を十分に発揮した高品質・良食味の「福、笑い」を確実に確保するため、GAP認証取得生産者により構成される研究会単位で生産に取り組むこととし、その登録等に関し、必要な事項を定める。</p> <p><b>(研究会の認定・登録要件)</b></p> <p>第2条 【略】</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 定款・規約の作成及びその実行</p> <p style="padding-left: 40px;">研究会は、以下の項目を網羅した定款または規約を作成し、実行すること。</p> <p><b>(研究会の遵守事項)</b></p> <p>第3条 研究会の遵守事項は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 研究会は、会員の出荷に際し、以下の基準を遵守するとともに、食味・品質基準を満たさない米については自主的に仕分けを行い、区分して集荷・販売すること。</p> <p style="padding-left: 40px;">【調製基準】調製篩目 1. 9mm以上</p> <p style="padding-left: 40px;">【食味・品質基準】<u>玄米タンパク質含有率</u> 6. 4%以下（水分15%換算）</p> <p style="padding-left: 40px;">【等級基準】農産物検査 1等</p>	<p style="text-align: center;"><b>「福、笑い」生産に係る登録制実施要綱</b></p> <p><b>(目的)</b></p> <p>第1条 <u>新品種</u>「福、笑い」の生産に当たり、福島県オリジナル米生産販売推進本部長（以下、「<u>推進本部長</u>」という）が定めた生産・販売<u>方針</u>に基づき、品種特性を十分に発揮した高品質・良食味の「福、笑い」を確実に確保するため、GAP認証取得生産者により構成される研究会単位で生産に取り組むこととし、その登録等に関し、必要な事項を定める。</p> <p><b>(研究会の認定・登録要件)</b></p> <p>第2条 【略】</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 定款・規約の作成及びその実行</p> <p style="padding-left: 40px;">研究会には、以下の項目を網羅した定款または規約を作成し、実行することを<u>求める</u>。</p> <p><b>(研究会の遵守事項)</b></p> <p>第3条 研究会の遵守事項は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 研究会は、会員の出荷に際し、以下の基準を遵守するとともに、食味・品質基準を満たさない米については自主的に仕分けを行い、区分して集荷・販売すること。</p> <p style="padding-left: 40px;">【調製基準】調製篩目 1. 9mm以上</p> <p style="padding-left: 40px;">【食味・品質基準】玄米タンパク質_____ 6. 4%以下（水分15%換算）</p> <p style="padding-left: 40px;">【等級基準】農産物検査 1等</p>

(2)～(5)【略】

(6) その他、推進本部長が別に定めた事項。

(認定・登録手続き) ～ (補則)

第4条 ～ 第9条

【略】

**附則**

この要綱は、令和2年3月5日から施行する。

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

この要綱は、令和5年9月20日から施行し、令和6年産から適用する。

この要綱は、令和6年7月30日から施行し、令和7年産から適用する。

様式第1号 ～ 様式第8号

【略】

(2)～(5)【略】

(認定・登録手続き) ～ (補則)

第4条 ～ 第9条

【略】

**附則**

この要綱は、令和2年3月5日から施行する。

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

この要綱は、令和5年9月20日から施行し、令和6年産から適用する。

様式第1号 ～ 様式第8号

【略】